

## 「三島市地域公共交通網形成計画」の事業実施状況の評価について

## 1 計画目標に対する指標の達成状況について

目標	指標	策定時の 現況値 (2017年度)	2022年度 実績	目標値 (2022年度)	達成 ・ 未達成
【目標1】 公共交通や移動の満足度の向上に対する指標	【指標1-1】 バスなどの公共交通の充実の市民満足度	22.8%	<b>23.7%</b>	30.0%以上	未達成
	【指標1-2】 三島駅周辺（北口・南口）の整備の市民満足度	38.5%	<b>30.0%</b>	45.0%以上	未達成
【目標2】 公共交通利用者数の維持・増加に対する指標	【指標2】 本市の公共交通利用者数	19,947 千人/年以上 (2016年度)	<b>16,201</b> 千人/年	19,947 千人/年以上	未達成
【目標3】 利用促進等の協働の取組に対する指標	【指標3】 鉄道・バスの乗り方教室等の利用促進活動の取り組み案件数	5案件/年	<b>4案件/年</b>	5案件/年以上	未達成
【目標4】 拠点、交通結節点の形成に向けた取り組みの実施に対する指標	【指標4】 三島駅及び三島駅周辺での拠点形成に関する事業の取組案件数	—	<b>8案件</b>	※評価年度時点 4案件 以上	達成

※目標4の実績は積上げの数字。

※各目標及び指標の詳細は、次ページ以降のとおり。

[参考]市民意識調査（2022年5月実施）の「過去1年間に公共交通をどの程度利用しましたか。」という設問に対して、・利用していない27.2%・年に数回36.0%、・月1日以下9.5%と回答があり、72.7%が公共交通をほぼ利用していないという結果がある。

【目標1】公共交通や移動の満足度の向上に対する指標

【指標1-1】バスなどの公共交通の充実の市民満足度

（指標の設定）

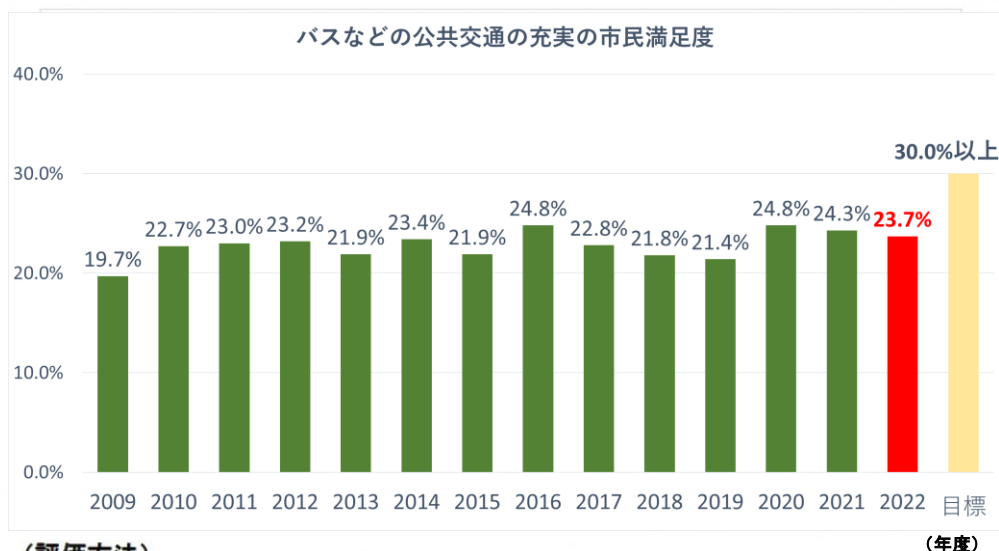
	策定時の現況値（基準値）	目標値
バスなどの公共交通の充実の市民満足度*	22.8% (2017年度)	30.0%以上 (2022年度)

※市が毎年度実施している市民意識調査の中の項目「バスなどの公共交通の充実」の満足度（満足、やや満足の回答割合）を指標とする。

（指標の設定の考え方）

公共交通の分かりやすさや利便性向上の取り組みにより、「バスなどの公共交通の充実の市民満足度」が現状よりも高くなることを目指します。

下図は過去9年間の満足度の推移であり、満足度は概ね20%前後と横ばいで推移しています。目標値としては、今後5年間の取り組みの効果が現れた数値と考えられる満足度30.0%以上としました。



（評価方法）

本指標は、市が実施する市民意識調査の調査項目に設定されており、目標年度に至る毎年度の数値を確認し評価します。

（その他）

参考として、2018年度に市民意識調査に追加された「公共交通（電車、バス、タクシー）を利用しての外出や移動のしやすさをお聞きます。」という項目についても目標年度に至る毎年度の数値を確認していきます。

（指標の実績）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
バスなどの公共交通の充実の市民満足度	22.8%	21.8%	21.4%	24.8%	24.3%	23.7%	30.0%以上

【参考】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
公共交通を利用しての外出や移動がしやすいと回答した人の割合		23.6%	26.9%	26.2%	28.3%	26.3%	—

【指標 1-2】三島駅周辺（北口・南口）の整備の市民満足度

（指標の設定）

	策定時の現況値（基準値）	目標値
三島駅周辺（北口・南口）の整備の市民満足度※	38.5% (2017 年度)	45.0%以上 (2022 年度)

※市が毎年度実施している市民意識調査の中の項目「三島駅周辺（北口・南口）の整備」の満足度（満足、やや満足の回答割合）を指標とする。

（指標の設定の考え方）

多様な交通網の結節点である三島駅周辺の機能強化や利便性向上の取り組みにより、「三島駅周辺（北口・南口）の整備の市民満足度」が現状よりも高くなることを目指します。

下図は過去 9 年間の満足度の推移であり、満足度は概ね 35～40%前後と横ばいで推移しています。目標値としては、今後 5 年間の取り組みの効果が現れた数値と考えられる満足度 45.0%以上としました。

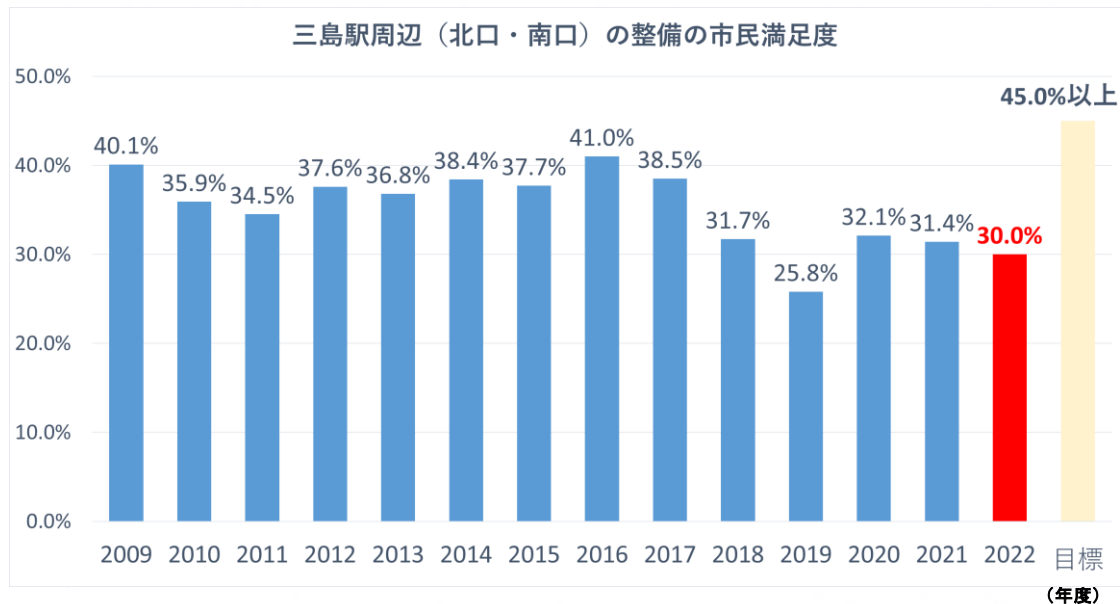


図 52 「三島駅周辺（北口・南口）の整備」の満足度の経年変化と目標年の位置づけ

（評価方法）

本指標は、市が実施する市民意識調査の調査項目に設定されており、目標年度に至る毎年度の数値を確認し評価します。

（指標の実績）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2022 年度
三島駅周辺（北口・南口）の整備の市民満足度	38.5%	31.7%	25.8%	32.1%	31.4%	30.0%	45.0%以上

【目標2】公共交通利用者数の維持・増加に対する指標

【指標2】本市の公共交通利用者数

(指標の設定)

	策定時の現況値（基準値）	目標値
本市の公共交通利用者数※	19,947 千人/年 (2016 年度)	19,947 千人/年以上 (現況値以上) (2022 年度)

※鉄道及び路線バス（市自主運行バス・市内循環バス含む）の年間利用者数の数値を指標とする。

(指標の設定の考え方)

公共交通の分かりやすさや利便性向上、更には利用促進の取り組みにより、「本市の公共交通利用者数」の維持・増加を目指します。

本市の人口は減少傾向にあり、この傾向は続くものと予測されています（「第2章2-1（2）人口、高齢化率」を参照）。公共交通利用のベースとなる人口が減少すると、公共交通利用者数も減少していくことが懸念されます。将来人口が減少する中で、公共交通利用者数が現状維持されれば実質は増加していると考えられることができます。これより、目標値としては、公共交通利用者数の現況値以上としました。

表2 三島市内の公共交通の利用者数（鉄道、路線バス（市自主運行バス・市内循環バス含む））

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
鉄道	JR東海(三島駅)	11,096,219	11,116,846	11,263,367	11,355,938	11,207,496	6,932,574	7,610,807	9,100,896
	小計①	11,096,219	11,116,846	11,263,367	11,355,938	11,207,496	6,932,574	7,610,807	9,100,896
路線バス	伊豆箱根鉄道(市内5駅)	5,835,582	5,777,970	5,799,974	5,826,480	5,752,411	4,097,855	4,356,275	4,828,950
	東海バス	1,093,561	1,185,885	1,301,170	1,240,216	1,295,705	684,036	904,085	981,070
	伊豆箱根バス	963,577	860,097	872,278	922,140	866,640	629,508	670,344	524,569
	富士急シティバス・富士急モビリティ	863,538	851,994	866,031	856,617	831,759	653,714	621,931	658,194
市自主運行バス	玉沢線	39,133	33,147	33,641	37,077	34,815	32,720	21,375	18,457
	きたうえ号	30,596	30,417	31,528	30,549	31,191	22,333	23,966	26,889
	ふれあい号	17,147	17,217	15,553	16,417	14,503	10,911	11,547	11,473
市内循環バス	せせらぎ号	62,882	62,489	59,830	63,559	62,866	52,037	53,615	40,450
	なかざと号	13,006	11,297	13,591	13,885	13,310	9,238	12,303	10,446
小計②		8,919,022	8,830,513	8,993,596	9,006,940	8,903,200	6,192,352	6,675,441	7,100,498
合計(小計①+②)		20,015,241	19,947,359	20,256,963	20,362,878	20,110,696	13,124,926	14,286,248	16,201,394

※鉄道は乗車人員 路線バス、市自主運行バス、市内循環バスは利用者数

(評価方法)

本指標は、各交通事業者から、鉄道及び路線バス（市自主運行バス・市内循環バス含む）の利用者数を提供していただくことで、目標年度に至る毎年度の数値を確認し評価します。

(その他)

参考として、2018年度に市民意識調査に追加された「過去1年間に公共交通（電車、バス、タクシー）をどの程度利用しましたか。」という項目についても目標年度に至る毎年度の数値を確認していきます。

(指標の実績)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
本市の公共交通利用者数	19,947 千人/年	20,257 千人/年	20,363 千人/年	21,111 千人/年	13,125 千人/年	14,325 千人/年	16,201 千人/年	19,947 千人/年以上
【参考】JR東海を除いた公共交通利用者数	8,831 千人/年	8,994 千人/年	9,007 千人/年	8,901 千人/年	6,193 千人/年	6,715 千人/年	7,100 千人/年	—



【目標3】利用促進等の協働の取り組みに対する指標

【指標3】鉄道・バスの乗り方教室等の利用促進活動の取り組み案件数

(指標の設定)

	策定時の現況値（基準値）	目標値
鉄道・バスの乗り方教室等の利用促進活動の取り組み案件数	5 案件/年 (2017 年度)	5 案件/年以上 (現況値以上) (2022 年度)

(指標の設定の考え方)

現在行われている鉄道・バスの乗り方教室等の利用促進活動を関係者の協働により継続的に実施していくことを目指します。

下表は過去の実施内容であり、2017 年度は5 案件の利用促進活動を実施しています。目標値としては、取り組み案件数を現況値以上としました。

表 3 三島市における公共交通の利用促進活動

内容 年度	鉄道教室 (保育園児・幼稚園 児対象)	バス教室 (幼稚園児・ 小学生対象)	バス高齢者 (高齢者対象)	バリアフリー教室 (小学生対象)	三島市 エコエコデー (市内事業所 対象)	合計
2009年	-	-	-	小学校1校1回	1回	2案件 (2回)
2010年	-	-	-	小学校1校1回	1回	2案件 (2回)
2011年	-	-	-	小学校1校1回	1回	2案件 (2回)
2012年	-	-	-	小学校1校1回	1回	2案件 (2回)
2013年	-	幼稚園1園1回 小学校4校7回	-	小学校1校1回	1回	3案件 (10回)
2014年	-	小学校5校8回	1回	小学校1校1回	1回	4案件 (11回)
2015年	1回	小学校7校11回	-	小学校1校1回	1回	4案件 (14回)
2016年	1回	小学校9校13回	-	小学校1校1回	1回	4案件 (16回)
2017年	2回	小学校8校11回	5回	小学校1校1回	1回	5案件 (20回)
2018年	2回	小学校10校14回	2回	小学校1校1回	2回	5案件 (21回)
2019年	1回	小学校9校10回	-	小学校1校1回	2回	4案件 (14回)
2020年	1回	小学校7校9回	-	小学校1校1回	1回	4案件 (12回)
2021年	0回	小学校6校6回	-	小学校1校1回	2回	3案件 (9回)
2022年	2回	小学校12校16回	-	小学校1校1回	2回	4案件 (21回)

(評価方法)

本指標は、関係者から、利用促進活動の取り組み案件数を提供していただくことで、目標年度に至る毎年度の数値を確認し評価します。

鉄道教室の様子



(指標の実績)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2022 年度
鉄道・バスの乗り方教室等の利用促進活動の取り組み案件数	5 案件/年	5 案件/年	4 案件/年	4 案件/年	3 案件/年	4 案件/年	5 案件/年 以上

【目標4】拠点、交通結節点の形成に向けた取り組みの実施に対する指標

【指標4】三島駅及び三島駅周辺での拠点形成に関する事業の取り組み案件数

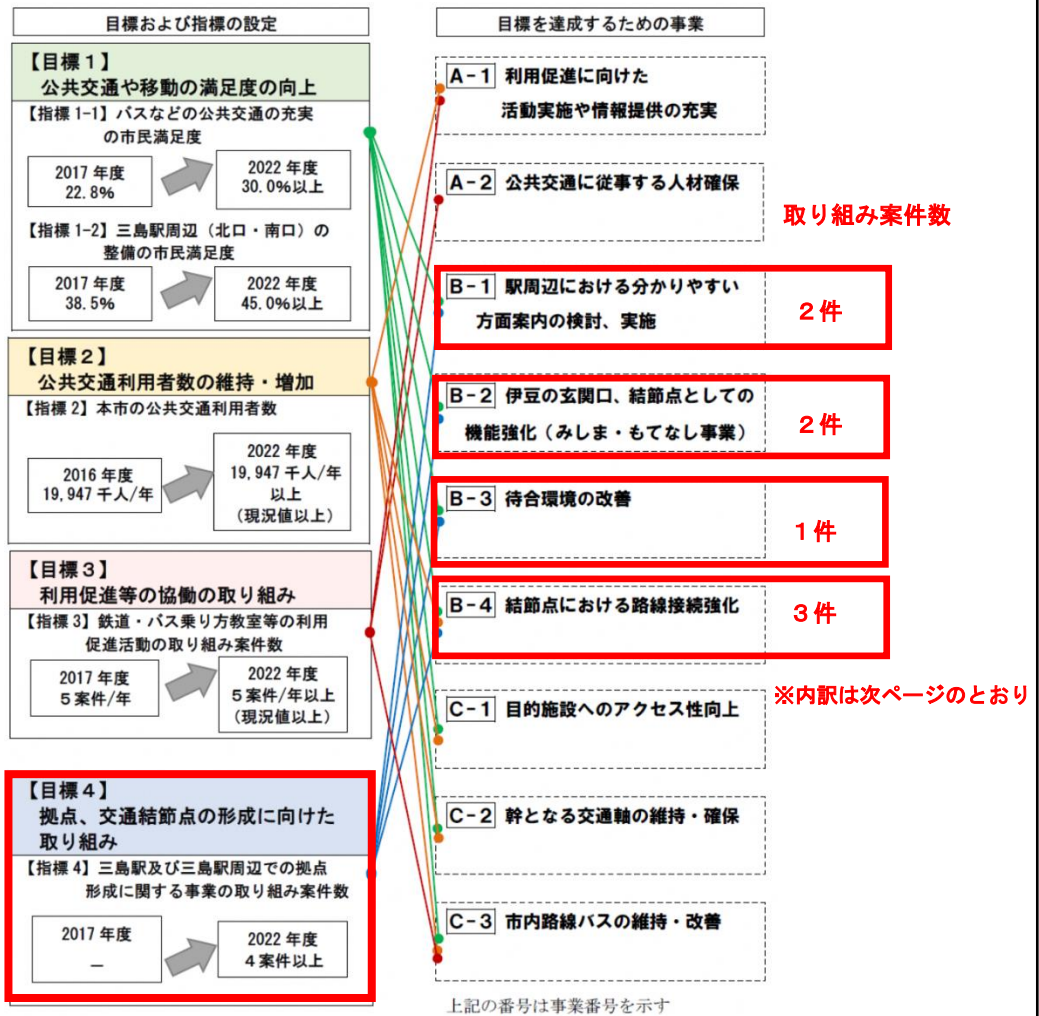
(指標の設定)

	策定時の現況値（基準値）	目標値
三島駅及び三島駅周辺での拠点形成に関する事業の取り組み案件数※	—	4 案件以上 (2022 年度)

※三島市地域公共交通網形成計画に基づく事業の実施状況を協議会において確認し、実施した件数を指標とする。

(指標の設定の考え方)

多様な交通網の結節点である三島駅及び周辺での拠点形成に関する事業の着実な実施を目指します。  
右図の通り、目標4に関わる事業がB-1～B-4の4つ設定されていることを踏まえ、目標値としては、4案件以上とします。



(指標の実績)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2022 年度
三島駅及び三島駅周辺での拠点形成に関する事業の取り組み案件数		—	4 案件	6 案件	8 案件	8 案件	4 案件以上

※実績は積上げ

三島駅及び三島駅周辺での拠点形成に関する事業の取り組み案件  
令和4年度末時点における達成状況

2 実施状況について

事業名	実施状況	実施した内容
<b>B-1 駅周辺における分かりやすい方面案内の検討、実施</b>		
◎案内サインの統一と分かりやすさ向上	実施	①バス路線の方面別カラー化 ②三島駅前案内サインのUD化
◎駅前の方面別案内の整備	実施	・バス路線の方面別カラー化と合わせた案内板、デジタルサイネージの設置
<b>B-2 伊豆の玄関口、結節点としての機能強化（みしま・もてなし事業）</b>		
◎案内サインの統一と分かりやすさ向上	実施	・三島駅前サインのピクトグラム、英語表記の統一
◎人的サービスを含めた案内・もてなし窓口の整備	未実施	・三島駅南口東街区再開発事業や駅前広場改修計画と併せて今後検討
◎タクシーを利用しやすい環境の整備	実施	①配車アプリの導入 ②電子決済・交通系ICの導入
◎三島駅の南北移動の一体化（三島駅の結節点としての一体化）	未実施	・三島駅南口東街区再開発事業や駅前広場改修計画と併せて今後検討
<b>B-3 待合環境の改善</b>		
◎道路環境等に対応した待合環境の改善	実施	①バス停のベンチ等の設置 ②イトーヨーカドーや伊豆・村の駅等と連携 ③バス停オーナー制度
<b>B-4 結節点における路線接続強化</b>		
◎結節点の路線接続状況、交通手段の選択肢情報の案内強化	実施	①バス発車時刻及び方面を案内するデジタルサイネージの設置 ②タクシー乗り場の案内サイン
◎ダイヤ接続の確保	実施	・伊豆箱根鉄道と伊豆箱根バスで一部実施
◎三島駅における安全・円滑なバス・タクシー発着環境の確保	実施	・南口駅前広場改善計画検討

(1) 目標 1：公共交通や移動の満足度の向上に対する指標

ア 指標 1-1：バスなどの公共交通の充実の市民満足度

目標値（2022 年度）30.0%以上に対して、2022 年度は 23.7%であった。策定時（2017 年度）の 22.8%より上昇したが、目標値には到達しなかった。

イ 指標 1-2：三島駅周辺（北口・南口）の整備の市民満足度

目標値（2022 年度）45.0%以上に対して、2022 年度は 30.0%であった。記述意見では、駅南口のムクドリのフン害対策や雨天時に濡れないように駅前広場に屋根が欲しいという声が多かった。上記については、今後、次期計画で取り組む事業として三島駅南口駅前広場の再整備などを予定しており、事業実施していくことで満足度を上げていくことができると考えている。

(2) 目標 2：公共交通利用者数の維持・増加に対する指標

指標 2：本市の公共交通利用者数

目標値（2022 年度）が 19,947 千人以上/年に対して、新型コロナウイルスの影響により、2020 年度は 13,125 千人と落ち込んだ。その後、2021 年度は 14,325 千人、2022 年度は 16,201 千人と回復傾向にあるが、目標の 19,947 千人以上には到達しなかった。

(3) 目標 3：利用促進等の協働の取り組みに対する指標

指標 3：鉄道・バスの乗り方教室等の利用促進活動の取り組み案件数

目標値（2022 年度）が年に 5 案件以上に対して、2022 年度は 4 案件であった。新型コロナウイルスの影響により、高齢者向けのバス教室が開催できなかったことによる。

(4) 目標 4：拠点、交通結節点の形成に向けた取り組みの実施に対する指標

指標 4：三島駅及び三島駅周辺での拠点形成に関する事業の取り組み案件数

目標値（2022 年度）が 4 案件以上に対して、2022 年度時点は 8 案件であった。三島駅北口及び南口の案内サインなどの整備に加え、タクシーの配車アプリの導入、電子決済や交通系 IC の導入など進み、さらに、三島駅南口駅前広場改修計画検討、バス停オーナー制度が実施された。



## 「三島市地域公共交通計画（案）」パブリック・コメント実施結果について

---

令和4年度第4回三島市地域公共交通網形成協議会（3/17実施）でいただいたご意見を反映し、「三島市地域公共交通計画（案）」として、下記のとおりパブリック・コメントを実施したところ1件ご意見がありました。ご意見いただいた内容につきましては、今後の事業実施に活かすなど検討してまいります。

### 1 実施期間

令和5年4月17日（月）から令和5年5月16日（火）まで

### 2 パブリック・コメント資料配架場所

市民生涯学習センター、市内4公民館、政策企画課、都市計画課、情報公開コーナー、市ホームページ

### 3 意見数

1件（市内に住所を有する者）※別紙のとおり

# 「三島市地域公共交通計画（案）」の修正箇所について

令和4年度第4回協議会（R5.3.17）でのご意見を受け、下記のとおり一部事業内容の表現を修正した後、パブリック・コメントに諮りました。

## [第4回協議時の意見]

（委員） 行政が費用負担する地域交通の見直し基準の設定検討の中で、「行政の費用負担について一定の負担割合を設定し、行政と地域が連携した地域交通の維持を目指す」とあるが、自主運行バスのように行政が行うサービスについて、費用が足りなくなったら誰が支払うのか。行政が決めるのか。仮にバス事業者となった場合、例えば料金を上げて対応するなどしてよいのか。

（事務局） 当該部の文言及び表現について再検討する。また、事業内容については関係者と話し合って今後検討していくこととしたい。



## 修正後の計画案

### 第4章 計画の方針、目標、事業内容

#### 事業3-3 行政が費用負担する地域交通の見直し基準の設定検討

##### 【事業設定の背景】

- ・三島市が運行する自主運行バスについては、現在、費用負担等に関する基準が設定されていませんが、他市では、運行継続の基準を設定するなど、維持に向けた姿勢を明確としている場合もあります。
- ・今後の自主運行バスの運行維持、将来的に新たに導入する地域交通の持続可能性の確保に向け、三島市においても、行政が費用負担する地域交通について、**他市の運行継続基準等を研究し、行政と地域が連携した地域交通の維持を目指します。**

##### 【事業内容、スケジュール、実施主体】

#### ①行政による費用負担の割合の検討

##### <事業内容>

- ・現在の自主運行バスの収支状況、他市の設定例等を参考に、行政が費用負担を行う地域交通に関する費用負担の**あり方を検討する**

##### <実施スケジュール>

- ・2023年度～2024年度で費用負担の比率を設定し、事業3-4で検討する地域交通の手引きに反映

実施スケジュール	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
	.....	.....	.....	.....	.....	.....

..... 検討    ——— 実施

##### <実施主体>

三島市、バス事業者

#### [修正前]

一定の負担割合を設定し、

#### [修正後]

他市の運行継続基準等を研究し、

#### [修正前]

比率を決定する

#### [修正後]

あり方を検討する

### 3.17時点（修正前）の計画案

第3章 地域公共交通の経路

#### 事業3-3 行政が費用負担する地域交通の見直し基準の設定検討

##### 【事業設定の背景】

- ・三島市が運行する自主運行バスについては、現在、費用負担等に関する基準が設定されていませんが、他市では、運行継続の基準を設定するなど、維持に向けた姿勢を明確としている場合もあります。
- ・今後の自主運行バスの運行維持、将来的に新たに導入する地域交通の持続可能性の確保に向け、三島市においても、行政が費用負担する地域交通について、**一定の負担割合を設定し、行政と地域が連携した地域交通の維持を目指します。**

##### 【事業内容、スケジュール、実施主体】

#### ①行政による費用負担の割合の検討

##### <事業内容>

- ・現在の自主運行バスの収支状況、他市の設定例等を参考に、行政が費用負担を行う地域交通に関する費用負担の**比率を決定する**

##### <実施スケジュール>

- ・令和5～6年度で費用負担の比率を設定し、事業3-4で検討する地域交通の手引きに反映

実施スケジュール	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
	.....	.....	.....	.....	.....	.....

##### <実施主体>

三島市

..... 検討    ——— 実施

「三島市地域公共交通計画（案）」パブリック・コメント実施結果について

実施期間：令和5年4月17日（月）～令和5年5月16日（火）

意見受付数：1件（下記のとおり） 意見提出者：市内に住所を有する者

※パブリック・コメント実施要綱に基づき、寄せられた意見原文のまま掲載しております。

	意見をすする頁、 該当行	意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>38頁 事業2-2 地域ごと に選択可能な移動 手段の周知 ①公共交通マップ （地域版）の見直し と周知 ・公共交通マップ （地域版）の見直し （タクシニアプリの 利用方法掲載、シェ アサイクルのステー ションマップや利用 方法の掲載） ・公共交通マップ （地域版）のHPでの 掲載、市役所、観光 案内所、その他公共 施設等での配布</p>	<p>HPでの記載は賛成だが、配布にはそこまで力を入れな くいい。 直ぐにできることは全ての交通系アプリがバスの時刻 表を正確に把握しているのかを先ずは確認。 高齢者もスマホを使うのが当たり前を前提に計画する べき バス会社を超えて三島市のバス停の標準化をすべき 例えば、バス停の名称の前にA1A2...B1B2みたいに全 て市内のバス停に付けられれば観光客の国内、海外を問わ ず分かりやすい 観光客の流れを把握 三島大社から柿田川等 大社から柿田川はバスの需要はかなりある バスのEV化、小型化に助成金 乗車率が低い所は小型化 環境をアピールする為にEV化 全体的にかなり詳細にレポートが作成されており、作 成者の意図は非常に伝わりやすい。 後は、コストと実現性からの評価があれば更にいいと 思う</p>	<p>公共交通マップの周知や配布につきましては、ご意見いただきまし たとおり、効果的かつ効果的な方法を検討し実施してまいります。 交通系アプリの時刻表において、三島市自主運行バスについては主 要な乗換案内を運営する複数の会社に最新の経路情報を提供してお り、オープンデータとしてホームページでも公開しています。今後 も正確な情報が広く利用されるよう努めてまいります。 バス停につきましては、まずは三島駅南口において統一化された案 内サインを設置し方面別路線のカラー化を実施するなど、利用者の 利便性向上を図っております。今後も交通事業者様や観光関連事業 者様などと連携し、バス停に関することや観光客の流れの把握な ど、ご提案内容について確認したり、今後の事業実施を検討したり してまいりますと思います。 運行車両につきましては、利用者が少ない路線（時間帯）につい てはジャンボタクシーを利用し、車両の小ささを活かした新たな経路 を模索するなど検討してまいります。 EV化についても運行事業者と導入の可能性について今後研究して まいります。 評価につきましては、ご提案いただいたポイントを踏まえ、実施し てまいります。</p>

## 協議会名称変更について

---

### 1 概要

「三島市地域公共交通計画」の策定に伴い、協議会名称について変更するもの。

### 2 変更内容

- (1) 協議会名称を「三島市地域公共交通網形成協議会」から「三島市地域公共交通協議会」へ変更する。
- (2) 協議会名称変更に伴い規約の一部を改正する。(別紙)

### 3 変更の適用時期

本議案を議決した日



三島市地域公共交通網形成協議会規約の一部を改正する規約案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）<u>第6条第1項</u>の規定に基づき、<u>三島市地域公共交通計画</u>（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、<u>道路運送法</u>（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、<u>地域の实情</u>に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、<u>三島市地域公共交通協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、平成29年4月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成31年4月19日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> この規約は、令和5年 月 日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、三島市地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、三島市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、平成29年4月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成31年4月19日から施行する。</p>

## 三島市地域公共交通協議会規約（改正案）

（目的）

**第1条** 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、三島市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、三島市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

**第2条** 協議会は、事務所を静岡県三島市北田町4番47号三島市役所内に置く。

（所掌事務）

**第3条** 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活性化再生法に関すること。
  - ア 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
  - イ 計画の実施に係る協議に関すること。
- (2) 道路運送法に関すること。
  - ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
  - イ 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人静岡県バス協会の代表又はその指名する者
- (2) 商業組合静岡県タクシー協会の代表又はその指名する者
- (3) 関係する旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (4) 旅客自動車運送事業者の労働者団体の代表又はその指名する者
- (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 静岡県公共交通担当部局
- (7) 静岡県公安委員会が指名する者
- (8) 道路管理者（活性化再生法第2条第3号に規定する道路管理者をいう。）又はその指名する者
- (9) 商工観光に携わる者
- (10) 住民又は利用者の代表
- (11) 学識経験者
- (12) 副市長
- (13) 市の第3条第1号に掲げる事務を所管する部長、同条第2号に掲げる事務を所管する部長、政策企画担当部長及び市道維持管理担当部長

(14) その他市長が必要と認める者  
(任期)

**第5条** 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。  
(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員(第4条第13号に掲げる者を除く。)の互選によってこれを定める。  
3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。  
4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。  
5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。  
(会議)

**第7条** 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開とする。  
4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。  
6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。  
7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。  
8 第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは「すべての委員」と読み替えるものとする。  
9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(作業部会)

**第8条** 第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査研究及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。  
3 作業部会長及び作業部会員は、会長が指名する。  
(経費の負担)

**第9条** 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務)

**第10条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

**第 11 条** 協議会に監事 2 名を置く。

- 2 監事は、委員のうち、第 4 条第 12 号及び第 13 号に規定する者以外のものから会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き続き監事としてその職務を行う。
- 5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

**第 12 条** 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、市の第 3 条第 1 号に掲げる事務を所管する課並びに同条第 2 号に掲げる事務を所管する課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

**第 13 条** この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規約は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

**附 則**

この規約は、令和 5 年 6 月 日から施行する。



三島市地域公共交通網形成協議会規約（改正前）

（目的）

**第1条** 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、三島市地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、三島市地域公共交通網形成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

**第2条** 協議会は、事務所を静岡県三島市北田町4番47号三島市役所内に置く。

（所掌事務）

**第3条** 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活性化再生法に関すること。
  - ア 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
  - イ 計画の実施に係る協議に関すること。
- (2) 道路運送法に関すること。
  - ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関すること。
  - イ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人静岡県バス協会の代表又はその指名する者
- (2) 商業組合静岡県タクシー協会の代表又はその指名する者
- (3) 関係する旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (4) 旅客自動車運送事業者の労働者団体の代表又はその指名する者
- (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 静岡県公共交通担当部局
- (7) 静岡県公安委員会が指名する者
- (8) 道路管理者（活性化再生法第2条第3号に規定する道路管理者をいう。）又はその指名する者
- (9) 商工観光に携わる者
- (10) 住民又は利用者の代表
- (11) 学識経験者
- (12) 副市長
- (13) 市の第3条第1号に掲げる事務を所管する部長、同条第2号に掲げる事務を所管する部長、政策企画担当部長及び市道維持管理担当部長

(14) その他市長が必要と認める者  
(任期)

**第5条** 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。  
(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員(第4条第13号に掲げる者を除く。)の互選によってこれを定める。  
3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。  
4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。  
5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。  
(会議)

**第7条** 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開とする。  
4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。  
6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。  
7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。  
8 第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは「すべての委員」と読み替えるものとする。  
9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(作業部会)

**第8条** 第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査研究及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。  
3 作業部会長及び作業部会員は、会長が指名する。  
(経費の負担)

**第9条** 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務)

**第10条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

**第11条** 協議会に監事2名を置く。

- 2 監事は、委員のうち、第4条第12号及び第13号に規定する者以外のものから会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き続き監事としてその職務を行う。
- 5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

**第12条** 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、市の第3条第1号に掲げる事務を所管する課並びに同条第2号に掲げる事務を所管する課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

**第13条** この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規約は、平成29年4月7日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成31年4月19日から施行する。